Report 01

福井県廃棄物処理計画について

はじめに

福井県では、県民、地域、事業者、行政等が一体となって循環型社会づくりを一層推進するため、福井県廃棄物処理計画を改訂し、平成23年３月に新計画としてとりまとめました。

本稿では、新計画における主な取組みの概要について述べます。

一般廃棄物関係

より一層の減量化とリサイクル促進を目標に、燃やせるごみの約５割を占める食品廃棄物（生ごみ）と約４割を占める紙類について、重点的に取り組んでいくことにしています。

県は、目標達成のため、消費者団体等と協力して啓発活動等を展開するとともに、一般廃棄物行政を所管する市町間の情報共有化や調整等を行い、全県的な運動を主体的に展開します。

1. 生ごみ対策 ～「つながりの力」による食･環･農の地域循環～

本県の特色である住民同士のつながりや地域コミュニティなど、地域の「つながりの力」を活かし、生ごみの発生抑制とリサイクルを推進します。併せて、本県が推進している「食育」や「エコ農業」等の「食」･「農」とのつながりを強化し、地域における「食（健康）」･「環（再資源化）」･「農（生産）」の好循環を形成することを目指します。（図1）

(1) おいしいふくい食べきり運動のパワーアップ（食品ロス･食べ残しの減量化）

家庭や宴会等における食べ残しを減らし、ふくいのおいしい食材を食べきることを目的とした「おいしいふくい食べきり運動」（図2）をパワーアップします。

ア「おいしいふくい食べきり運動」の地域展開

地域の飲食店や食品販売店、学校、ＰＴＡ、消費者団体等で構成する地域推進協議会等を設置し、地域に根差した活動を広く面的に展開します。

イ 食品販売店等による家庭への応援

新たに食品販売店を「食べきり家庭応援店」として登録し、無駄のない買い物のアドバイスなど、家庭での食べきり実践をバックアップします。

ウ 食べきり運動協力店の拡大と見える化

小盛りなど客の要望に応じた料理の提供や、食べきりに関する意識の普及啓発を行う「食べきり運動協力店」の一層の拡大を図るとともに、ステッカーの掲示等により、協力店の「見える化」を進めます。

(2) 土に戻す運動（生ごみのリサイクルの推進）

コンポスターを使用したたい肥化等、地域やライフスタイルに適した生ごみのリサイクルを促進します。また、学校や福祉施設等において、給食からの生ごみをたい肥化し、畑や花壇の肥料として利用することなどを推進します。

2. 紙類等のリサイクル対策

(1) 紙類等のリサイクル

既存の定期的な集団資源回収を拡大するとともに、新た

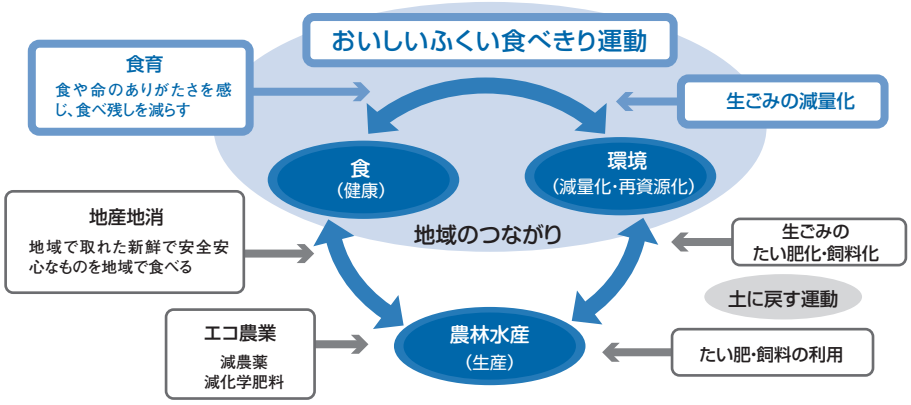


図1「食」「環」「農」の地域循環のイメージ

福井県 安全環境部 循環社会推進課



図2「おいしいふくい食べきり運動」のリーフレット

表1 “100%ゼロエミッション福井”に向けた取組

	減量化宣言	責任者設置	目標設定
小規模事業者（建設・製造業）	○	–	–
中規模事業者※1	○	○	–
多量排出事業者※2	○	○	○

※1 従業者50人以上の事業者をいう。
※2 年間の産業廃棄物発生量が500トン以上の事業者をいう。

に集合住宅等における集団資源回収を促進します。また、市町の分別収集品目の拡大や家庭での分別の徹底により、紙製容器包装や雑誌等のリサイクルの徹底を図ります。

(2) 新たなリサイクルルートの形成

街路樹等の剪定で出てくる切り枝をたい肥化するなど、リサイクルルートが確立していない廃棄物を資源として循環させるため、産官学が一体となって事業化に向けた方策を検討し、新たなリサイクルルートの形成を進めます。

3. ものを大切にする文化の定着

家庭におけるリサイクル製品の購入や修理・再利用、事業者による長期使用可能な製品づくりや漆器・打刃物などの修理等を促進します。また、壊れたものは修理して再利用する、不要になったものはリサイクルするなど、「ものを大切にする」意識の普及を図ります。

産業廃棄物関係

県内全ての排出事業者がゼロエミッションを目指して取組みを進めることや、適正処理の推進と不適正処理の防止に向けた対策に重点的に取り組んでいくことにしています。

そのため、業界団体や㈳福井県産業廃棄物協会と意見交換を行うなど協力体制を強化するとともに、新たに資源循環ビジネス推進協議会を設置するなど、推進体制の整備を進めます。

1. 排出事業者による発生抑制とリサイクル推進

(1) “100%ゼロエミッション福井”への挑戦（表1）

ア 小規模事業者による廃棄物減量化の宣言

小規模事業者が、廃棄物の減量化を宣言し、ゼロエミッションに向けた取り組みを始めるように促します。

イ 中規模事業者による廃棄物管理責任者等の設置

中規模事業者が、減量化を宣言することに加え、事業所内に責任者を設置し、廃棄物の減量化・リサイクルに関する管理体制を構築するように誘導します。

ウ 多量排出事業者による廃棄物ゼロに向けた目標の設定

県内産業廃棄物の約７割を排出する多量排出事業者については、減量化宣言、責任者の設置に加え、廃棄物ゼロに向けた具体的な目標設定と達成に向けた進行管理を求めるなど、更なる減量化・リサイクルへの取組みを徹底します。

(2) 新たなリサイクルルートの形成

ア 事業化されたリサイクルループの構築

廃瓦や廃プラスチック類等の地元産業が処理に困っている廃棄物を資源として循環させるため、産学官が一体となって先進事例の調査研究、パイロット事業等を実施していきます。

イ 地域内でのリサイクルをコーディネートする体制づくり

異業種間の情報交換の場の設置等により、廃棄物の有効利用について検討し、地域内で発生した廃棄物を新たな資源として循環させる体制を作っていきます。

2. 適正処理の推進と不適正処理の防止

(1) 適正処理の推進

排出事業者および処理業者に対してマニフェスト制度、委託基準、処理基準等の法令遵守について指導するとともに、委託廃棄物の処理状況をより確実に把握することができる電子マニフェストの普及を図ります。

特別管理産業廃棄物であるPCB廃棄物および石綿（アスベスト）廃棄物については、排出事業者等に対して、計画的かつ適正な処理について周知、指導を行っていきます。

(2) 不適正処理の防止

不法投棄等の不適正処理の事案に対応するため、予め対応方針を整備するなど、継続性、一貫性のある監視指導体制の確立を目指すとともに、不法投棄等の事案が発見された場合には、市町や県警と連携し、迅速に対応します。

具体策としては、民間委託による24時間パトロールの実施、不法投棄重点監視地域等への監視カメラ設置、隣県との廃棄物運搬車両の路上検査（写真1）の共同実施、県警ヘリコプターによるスカイパトロールの実施等があげられます。



写真1 廃棄物運搬車両の路上検査

この記事に関する問合わせ先
福井県安全環境部循環社会推進課
TEL 0776-20-0317 FAX 0776-20-0679 e-mail junkan@pref.fukui.lg.jp

Report 02

環境省

産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成20年度実績）について

平成23年5月24日

環境省では、産業廃棄物行政を推進するための基礎資料を得るため、産業廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理業の許可等に関する状況、広域的処理認定業者による産業廃棄物の回収状況等並びに産業廃棄物の最終処分場の残存容量等を把握するための調査を実施している。今般、平成20年度実績の公表を行った。その概要は、次のとおり。

1.産業廃棄物処理施設の設置状況（平成21年4月1日現在）

●中間処理施設数　19,345（対前年 99減）
●最終処分場数　2,199（対前年 54減）

2.産業廃棄物処理業の許可の状況（平成21年4月1日現在）

●産業廃棄物処理業 284,959件（対前年 14,795増）
●特別管理産業廃棄物処理業
30,946件（対前年 1,217増）

3.行政処分等の状況（平成20年度実績）

（1）立入検査等
●報告徴収の件数 15,786件（対前年 1,920増）
●立入検査の件数198,326件（対前年 2,182増）

（2）行政処分
●産業廃棄物処理業の許可取消し等の件数
861件（対前年 90増）
●特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し等の件数
70件（対前年 7減）
●産業廃棄物処理施設の設置許可取消し等の件数
85件（対前年 20増）
●改善命令の件数　40件（対前年 14減）
●措置命令の件数　16件（対前年 39減）

4.広域的処理認定業者による産業廃棄物の回収等に関する状況（平成21年度実績）

●広域的処理認定業者による産業廃棄物の回収量
473,905t（対前年 5,680減）
●再生利用認定業者による産業廃棄物の再生利用量
94,727t（対前年 19,559減）
●広域再生利用指定業者による産業廃棄物の回収量
264,368t（対前年 50,748減）

5.産業廃棄物の最終処分場の残存容量等について（平成21年4月1日現在）

●最終処分場の残存容量
17,639万m^3（対前年 424万m^3増）
●最終処分場の残余年数10.6年（対前年 2.1年増）

環境省ホームページ／報道発表資料 URL http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13811